

勅定者、

〔歌林四季物語卷一〕廿五日○正の北野のたいさくけんさくのことをはじめは菅原の氏人第一の  
んだちめのなし給ふ事なるべし、

〔古事談三僧行〕宗頼卿爲家長者之時、勸修寺入講捧物、引牛車云々、

〔尊卑分脈十藤原〕家保善勝寺長 家成善勝寺長 隆季善勝寺長 隆房善勝寺長

隆衡善勝長 隆親嫡家號四條善勝長

〔公卿補任後花園〕嘉吉二年壬戌

權中納言正三位藤隆盛隆親六世孫 正月五日叙從二位後日被入之善勝寺長者、

〔保曆間記〕清盛ハ桓武天皇ノ御末葉、讚岐守正盛ガ孫、刑部卿忠盛ガ嫡子也、義朝ハ清和天皇ノ御流、伊豫守頼義四代ノ孫也、各源平ノ長者也、

〔大鏡七太政大臣道長〕不比等大臣は、山階寺を建立せしめ給へり、それによりかのてらには、藤氏を

いのり申に、このみてらならびに多武峯春日大原野吉田に、れいにたがひあやしきこといできぬれば、御寺の住僧禰宜おほやけにそうし申て、その時藤原氏長者殿うらなはしめ給に、御つしみあるべきは、年あたり給殿ばらたちのもとに、御物忌とかきて、一の所よりくばらしめ給、

〔愚管抄四〕當時氏の長者にて、大二條殿藤原教通 おはしけるに、延久のころ、氏寺領、國司と相論ごと

ありけるに、大事に及て御前にて定のありけるに、國司申かたに裁許あらんとまげれば、長者の身、面目をうしなふうへに、神慮またはかりがたした、聖斷をあふぐべし、ふして神の告をまつとて、すなはち座をた、れにけり、藤氏の公卿、舌をまき口をこぢてけり、其後山玄な寺に、如本裁許ありければ、衆徒さらにまた長講はじめて、國家の御祈しけりと、親經と申中納言儒卿こそ、さいかくの物にてかたりけれ、